附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に海上運送法第三十五条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた日本船舶・船員確保計画についての同条第三項第五号の国土交通省令で定める日本船舶の隻数の増加の割合については、この省令による改正後の海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告　示

○厚生労働省告示第二十七号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十年二月十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準の一部改正）

第一条　ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準（昭和四十七年労働省告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第一（第二条関係）	
項目	ボイラー	第一種圧力容器
（略）		
工作責任者	次の各号のいずれかに該当する者であること。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、ボイラー	次の各号のいずれかに該当する者であること。 一　（略）

改正前	
別表第一（第二条関係）	
項目	ボイラー	第一種圧力容器
（略）		
工作責任者	次の各号のいずれかに該当する者であること。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）で、ボイラー又は第一種圧力容器の設計、工作又は検査について一年以上の経験があるもの	次の各号のいずれかに該当する者であること。 一　学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について一年以上の経験があるもの 二　（略） 三　圧力容器若しくは第二種圧力容器（以下「圧